

岩手県告示第322号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、調理師試験を次のとおり行う。

平成25年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成25年9月4日(水)午前10時から

(2) 場所

ア 盛岡地域交流センターマリオス 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

イ 盛岡地区合同庁舎 盛岡市内丸11番1号

ウ 花巻地区合同庁舎 花巻市花城町1番41号

エ 奥州地区合同庁舎分庁舎 奥州市水沢区大手町五丁目5番地

オ 一関地区合同庁舎 一関市竹山町7番5号

カ 大船渡地区合同庁舎 大船渡市猪川町字前田6番地の1

キ 釜石地区合同庁舎 釜石市新町6番50号

ク 宮古地区合同庁舎 宮古市五月町1番20号

ケ 久慈地区合同庁舎 久慈市八日町一丁目1番地

コ 二戸地区合同庁舎 二戸市石切所字荷渡6番地3

2 受験手続 受験申込書を平成25年6月24日(月)から同年7月5日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。